

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	うるま市 国民年金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

うるま市は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利・利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利・利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

沖縄県うるま市長

公表日

令和6年12月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	国民年金に関する事務	
②事務の概要	本事務は、国民年金法等に基づく、届書の受理・報告、裁定請求（福祉年金を含む）の受理・事実の審査、障害基礎年金改定請求の受理、保険料の免除・学生納付特例に係る届書・申請の受理・事実の審査及びその他の法定受託事務と、国民年金事務に係る協力・連携事務及び年金生活者支援給付金の支給に関する法令等に係る法定受託事務並びに協力・連携事務である。	
③システムの名称	1. Acrocity標準仕様対応版 2. 番号連携サーバ 3. 中間サーバー	
2. 特定個人情報ファイル名		
(1)国民年金情報ファイル		
3. 個人番号の利用		
法令上の根拠	第9条第1項 別表第一 46の項、128の項（法定受託事務） 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条の2、第68の2（法定受託事務）	
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[未定]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠		
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	市民生活部 市民課 国民年金係	
②所属長の役職名	市民課長	
6. 他の評価実施機関		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	うるま市役所総務部総務政策課 沖縄県うるま市みどり町1丁目1番1号 TEL:098-973-0606	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	うるま市役所 市民生活部 市民課 国民年金係 沖縄県うるま市みどり町1丁目1番1号 TEL:098-973-5498	
9. 規則第9条第2項の適用		[]適用した
適用した理由		

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[☐]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[☐]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[☐]接続しない(入手) [☐]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に従い、いかなる局面においても複数人での確認を徹底している。また、文書廃棄の際は廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行うことを徹底している。これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じて提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。その上で事務に必要な情報を入手することがないよう、申請書様式において、手続きに必要な項目のみ記入するよう注意書きを記載している。また、申請書を受理した者と別の者によるダブルチェックを行うこととする。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	所属長	窓口サービス課長 新里 禎規	窓口サービス課長 上江洲 晶子	事後	人事異動
平成30年4月1日	部署	総務部窓口サービス課 国民年金係	総務部市民課 国民年金係	事後	組織改編
平成30年4月1日	所属長	窓口サービス課長 上江洲 晶子	市民課長 上江洲 晶子	事後	組織改編
平成30年4月1日	連絡先	うるま市役所総務部窓口サービス課 国民年金係	うるま市役所総務部 市民課 国民年金係	事後	組織改編
平成31年4月1日	所属長	市民課長 上江洲 晶子	市民課長 石川 秀吉	事後	人事異動
令和2年6月18日	事務の概要	本事務は、国民年金法等に基づく、届書の受理・報告、裁定請求（福祉年金を含む）の受理・事実	本事務は、国民年金法等に基づく、届書の受理・報告、裁定請求（福祉年金を含む）の受理・事実	事後	新制度に伴う事務を追記
令和2年6月18日	法令上の根拠	第9条第1項 別表第一 31の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定	第9条第1項 別表第一 31の項、95の項（法定受託事務）	事後	新制度に伴う事務を追記
令和2年6月18日	対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	評価の再実施
令和2年6月18日	取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	評価の再実施
令和4年6月24日	部署	総務部 市民課 国民年金係	市民生活部 市民課 国民年金係	事後	組織改編
令和4年6月24日	所属長の役職名	市民課長 石川 秀吉	市民課長	事後	人事異動
令和4年6月24日	連絡先	うるま市役所 総務部 市民課 国民年金係	うるま市役所 市民生活部 市民課 国民年金係	事後	組織改編
令和5年6月8日	法令上の根拠	番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める省令	番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める省令	事後	名称誤り
令和5年6月8日	請求先	うるま市役所総務部総務課	うるま市役所総務部総務政策課	事後	組織改編
令和6年12月25日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. Acrocity国民年金 2. 番号連携サーバ 3. 中間サーバー	1. Acrocity標準仕様対応版 2. 番号連携サーバ 3. 中間サーバー	事前	名称変更
令和6年12月25日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	第9条第1項 別表第一 31の項 95の項（法定受託事務） 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条の2、第68の2（法定受託事務）	第9条第1項 別表第一 46の項 128の項（法定受託事務） 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条の2、第68の2（法定受託事務）	事後	法令改正に伴う変更
令和6年12月25日	I 関連情報 9. 規則第9条第2項の適用		別紙評価書のとおり	事後	法令改正に伴う変更
令和6年12月25日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和6年12月25日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和6年12月25日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		2)十分である	事後	様式改正による追加
令和6年12月25日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠		「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に従い、いかなる局面においても複数人での確認を徹底している。また、文書廃棄の際は廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行うことを徹底している。これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	様式改正による追加
令和6年12月25日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】		1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 十分である	事後	様式改正による追加
令和6年12月25日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠		対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない、その上で事務に必要な情報を入力することがないよう、申請書様式において、手続きに必要な項目のみ記入するよう注意書きを記載している。また、申請書を受理した者と別の者によるダブルチェックを行うこととする。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	様式改正による追加